

年金定期預金

令和7年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	• 年金定期預金 (愛称: いすろぎ年金定期)
2. 販売対象	• 当金庫で次の公的年金をお受け取りいただいている方および当金庫の口座へあらたにお受け取りを指定された方。 対象となる年金の種類は、老齢年金・遺族年金・障害年金に限らせていただきます。 ▽国民年金 ▽厚生年金 ▽船員年金 ▽労災年金 ▽各種共済年金
3. 期間	• 1年もの自動継続扱い(元金継続、元利金継続)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 継続後商品 (4) 預入単位	• 一括預入 • 1万円以上500万円以内、ただし、お一人様500万円以内 • 年金のお受け取りをご指定されている店舗のみのお取扱いとします。 • 1年経過後の商品はスーパー定期とします。 • 1円単位
5. 払戻方法	• 満期日以後に一括してお支払いします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	• 固定金利 預入時の店頭表示利率に0.1%を上乗せしたものを約定利率として満期日まで適用します。なお、預入期間中に当金庫で年金のお受け取りされなかった場合は、預入時に遡ってスーパー定期1年ものの店頭表示利率(預入時)に変更します。 • 満期時以後に一括してお支払いします。 • 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	• 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※「復興特別所得税」0.315%が付加される平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	• 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) • マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	• 満期日前に解約する場合は、次の期限前解約利率により計算した期限前解約利息とともに支払います。 • 預入期間が6カ月未満の場合は、解約日における普通預金利率 • 預入期間が6カ月以上の場合は、約定利率×50%
11. 金利情報の入手方法	• 窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部(9時~17時、電話:0766-67-1022)までお申し出ください。 紛争解決処理 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
13. 取扱期間	• 令和7年4月1日~令和8年3月31日